平田篤胤『古今妖魅考』の出版事情

吉田　麻子

はじめに

平田篤胤の思想は、幕末のいわゆる尊皇攘夷運動に多大な影響を与えたとされる。そして、篤胤の一門である気吹舎から出版された百を越える著述類は、いうまでもなくその伝達・拡大の手段として重要な役割を果たした。現在でもよく目にすることのできる気吹舎の板本であるが、実はこれらの多くは篤胤没後、幕末から明治にかけて出版されたものなのである。[1]

篤胤は天保十二年、幕府より著述差し止め及び国元秋田への帰還を命じられ、天保十四年九月、失意のうちに逝去する。その後、江戸に残った嗣子銕胤が気吹舎塾を運営し、全国的に拡大する門人の統括と、遺された膨大な篤胤の草稿を次々と出版することとなる。刻々と変化する歴史の動乱期において、篤胤の著作物は、流布させることと秘めることの間を漂いながら、その背後に門人達の意志と情熱を窺わせながら刊行されてゆくのである。よってその経緯を知ることは社会史的観点からの読書を考えるために非常に有意義な手がかりとなるものである。特に本稿でとりあげる『古今妖魅考』は、篤胤没後の最初の刊行物として注目される。

『古今妖魅考』が刊行されたこの時期（篤胤逝去直後）は、気吹舎にとって著述を刊行するのに困難な理由が二つあった。一つは政治的理由、もう一つは経済的な理由である。それではまず『妖魅考』が出版された時期の気吹舎について確認のため以下に略年譜をひく。[2]

天保一二年　正月一日、幕府により、著述差し止め、国元への帰還を命じられ秋田へ出立。
天保一四年　閏九月一一日、篤胤逝去。
弘化二年　七月、『古今妖魅考』刊
嘉永元年　五月、『古道大意』・『万声大統譜』刊
七月一七日　高玉民部へ古道大意十部差出ス。
一〇月一七日　奥州高玉・加州石黒・下総宮負・御国小野岡等へ古道大意其外出ス。
一一月五日　加州岩田左馬次郎より古道大意代、使を以参候。越後新津、同新発田、奥州菊田、三州羽田野、大坂佐々木太郎方へ蔵板物出ス。大統譜也。
一一月二七日　須原屋より玉たすき拾部計り注文申来。
嘉永二年　正月　須原屋より注文之分、玉たすき昨日相渡、代金三両ト弐百文受取
四月、『立言文』・『五徳説』刊
閏四月九日　須原屋より真柱三十部・神拝式注文申来。
六月一六日　浅草並木本屋雁金屋より古道大意注文か来。
九月、『木匠祖神号』刊
『玉襷』第六巻刊
一二月二八日、徳川家斉七回忌により篤胤赦免となる。
このとし、『赤県歴代尺図』刊
嘉永四年　四月、『再訂神拝式』刊
一一月、『再刻御略伝』刊

まず出版についての政治的困難であるが、年譜からもあきらかなように、弘化二年七月『古今妖魅考』が刊行された時点では、まだ篤胤が幕府より命じられた「著述差し止め」の刑は許されていない。実際に篤胤が赦免されるのは嘉永二年一二月二八日である。「著述差し止め」の具体的な内容は「以後ハ相止可申、是マデ出来之分ハ、其儘ニテ不苦」[3]というもので、それほど厳しいものではなかったが、この時点で新しい著述を刊行することは、やはり禁止されていたはずである。『妖魅考』をはじめ篤胤が咎をう

けてから赦免されるまでの間に刊行された著書は、年譜中の嘉永元年七月・一〇月・一一月の記事をみると、広く売り弘めることは控え、門人間でやりとりしている様子がみえる。しかし一方で、嘉永二年正月や六月の記事ではわずかながら本屋からの注文にも応じており、外部に流出していたことも分かる。つまり幕府に、新しい著述を刊行したことを咎められる可能性があったわけである。気吹舎は『妖魅考』出版にあたりこのような政治的な圧力をどのような方法でかわしたのであろうか。これが第一の問題点である。

更に、出版する際その資金をどう工面したのかという問題が第二点目である。篤胤生前は常に出版資金集めに苦心しており、また著述刊行は門人等からの助成や借金によっておこなわれていた。[4] この時点（弘化二年）での資金的サポートは、逆境にあった篤胤の思想を強力に支持していたことの現れであり、これ以後急速に拡大する気吹舎を考える際に重要な意味をもつものと推測されるのである。

これらの問題を含めた『古今妖魅考』出版事情を語る史料として、国学者鈴木重胤が越後新津の旧家であった桂家（桂誉正・誉重）に宛てた書簡がある（※田村順三郎編『桂家に宛てたる鈴木重胤書信』・昭和四九年）。以下、この史料を中心としながら検討していくこととしよう。[5]

1　桂氏の出資と重胤の思わく

鈴木重胤は早くより国学・和歌に親しみ、天保三年五月に気吹舎に入門した国学者である。だが直接篤胤に会ったことはなく、同十四年に篤胤を慕って秋田へ下ったが、到着したのは篤胤が没した後であった。重胤の落胆は相当なものだったと想像できるが、秋田滞在中には日々平田家に通い、篤胤の稿本類を閲覧させてもらったという。その後、重胤の学問は篤胤の影響によって構想されていく。また安政五年には銕胤により関係を絶たれ、文久三年には平田門人によって暗殺されるという生涯をたどることとなるが、『古今妖魅考』が出版された弘化二年前後は、重胤が秋田にて篤胤の著作を直に写し取り、その学問をうけついでいこうという気概にあふれていた時期と位置づけることができよう。[6]

その重胤を経済的・学問的にサポートしたのが、越後中蒲原郡新津の桂家（桂誉正・誉重父子）である。桂家は、

寛文二年に能登から移住した旧家である。第三代誉春の時に新発田藩領新津組二十二ケ村の大庄屋に挙げられ、藩の用達として財政難打開の為に奔走し、或いは新津に市場を開設するなどし、以後新津は桂家と共に発展していったという。また四代目誉章は、垂加神道を学び数万巻の蔵書をほこった知識人であった。そして六代目誉正（東吾）は、天保十四年十月に鈴木重胤の紹介で篤胤の門人となっている。この誉正も新津において治水・開墾・備荒貯蓄等につとめ、また本居内遠や大国隆正とも交流があったという。[7] つまり、桂家は新津において伝統的に学問・郷村生活の両面で多大な影響力をもっていたのである。本稿で中心史料として扱う前掲『桂家に宛てたる鈴木重胤書信』は、六代目誉正と、出羽庄内大山の豪家大滝光憲と共に重胤を援助した七代目の誉重への書信である。

弘化元年十月一日、当時江戸に居を定めていた鈴木重胤は、越後の桂両氏に向けて篤胤の『古今妖魅考』上木に対し出資を奨める内容の手紙を送った。

一平田より古今妖魅考さし送り申候。御覧被下候上、乍憚平田へ御戻し可被下候。さしあたりよくうれ候書物に御座候に付少子来春中帰京迄上木弘り方見請申度候。尤板木代壱丁十三両位之上りにて至極下直に御座候。右板木とめいたと申候て尊家へ送り可申候間、近々部数平田内蔵之助より金子さし上申候節、御すり立被下候へば少しも御損亡に相成不申、追々返金に相成候様相成可申と奉存候。就中手堅く仕り永々御世話に相成かつ御世話被下候所詮きつと有之候様小子近々手堅く仕りさし上可申候。尤上木に急にかゝり申度候間、前以少々宛金子内蔵之介へ被贈遣可被下候。板木出来見分万端は小子御目代に相成重々取締方可仕事に候。〈弘化元年十月一日〉[8]

重胤は、『妖魅考』は需要の高い本であること、板木の一部を留板として保持すれば摺り立のたびに気吹舎から代金を取ることができ手堅い事業であるからと桂氏に出資を奨めたのであった。この奨めに桂氏は出資を決めた。桂氏の出資承諾に対する重胤の礼文には

何角平田氏甚以相悦、既に内々日光宮様などへも御名面かつは御序文を添申候て開板仕候段御用人進藤生を以申上、近々天覧にいれ奉り候やう相願置候事に御座候。〈弘化元年十月十二日〉[9]

一上木の書物何角取計可申様被仰下金子五両為御登被下之千万忝慥に入掌早速同日平田内蔵介方へ相渡候条自同人委曲可申上と存候。実に御厚情は申上候

迄も無之道のため一廉の御忠節に御座候。私社中共迄千万奉悦入居申候。〈弘化元年十一月十二日〉[10]

と、刊行のあかつきには日光宮（輪王寺宮）へ天覧に入れるつもりであること、また道を世に広めるためには『古今妖魅考』出版は必要な忠義であると説く。更に重胤は、国学思想を広めるために「平田内蔵介方に故本居大人草稿ものなど御座候。何れも天下の珍品にて至極秘蔵の品に御座候。此品御預り被遣候ては如何御座候哉。」〈弘化元年十一月十二日〉[11]と、『古今妖魅考』だけでなく平田家に蔵される本居宣長草稿までも出版の助成をしたらどうかと持ちかけるのである。

先述の如く、この時期の重胤は、篤胤を慕って秋田へ下ったが無念にも会うことが叶わず、没後の篤胤の遺稿に直接ふれて、師の学問継承へと傾き始めていた。特に『妖魅考』はちょうど秋田にて抄録を写し取ってきており[12]重胤が未だ世に出ていないこの書を出版し、世に広めようと望んだことは不思議ではない。

このような重胤の出版についての働きかけ、気吹舎に対する資金助成の努力は、以後も続くこととなる。これらの書簡からは、篤胤の遺稿を出版することによって師の思想を広く世間に知らしめたいという、重胤の、ある種義務感にも似た強い啓蒙的な思いを読み取ることができるであろう。また『古今妖魅考』が桂氏の援助により事実出版に至ったことを初めとし、その働きは、気吹舎にとっても欠かす事のできない重要な意義をもっていたといえる。

だが実は、重胤のこのような気吹舎への資金助成の努力は、書簡中にあるような純粋なる「弘道」への義務感からだけではなかった。次にひく書簡は、重胤が平田の遺稿類を見せてもらわんがために、いわば「恩をうる手だてとしての資金助成」をしていたのだということを物語る史料である。

一武学本論は雑書の中へ之を出し申候よしにて未全く相整不申候。乍併太一遁甲之義は同人より御伝申上候様堅く約束仕候。これは至極の密事にて天下無敵の神秘口訣に御座候へば尊大家にては至極有用の御事と奉存候。さりながら御宅より外へ此術少しも漏れ不申候様被成下度候。いまだ重胤へも伝え不申候へ共、尊大家へは御伝授に相成候。尤是は妖魅考御上木の義はサテ置き老先生没後に御懇意被成下候段十分相悦び申に付如此御座候事に御座候。乍併近々重胤方へは尊大家より御さづけ被下度候。とかく重胤方へは恐怖仕候て草稿ものなども甚惜しみ見せ不申候。内蔵介は至極の人物にて候へ共、学事に就ては此方へ大に隔意仕候事

に御座候。〈弘化元年十一月十二日〉[13]

重胤は、平田の秘伝書である『太一遁甲』を桂氏に伝授してもらえるように取り計らった。そして桂氏から自分にそれを伝えて欲しいと望んだのである。いわば桂氏を媒介として、直接は得ることのできない平田の秘伝を得ようとしたのだった。「鋏胤が桂氏へ『太一遁甲』伝授を許可したのは『古今妖魅考』上木に助成したからというわけではない」と重胤は言っているが、一方で「とかく重胤方へは恐怖仕候て草稿ものなども甚惜しみ見せ不申候」とあるように、鋏胤が篤胤の草稿をなかなか見せなかったことは事実である。

重胤が草稿を見せてもらわんがために、桂氏に気吹舎への上木出資を請いていたということは、以下の史料からもあきらかにみてとることができる。

一今度の妖魅考の始末は右金子近々返納に随ひ御世話可申と平田へ被仰遣可被下存候。その内に先方の草稿ものかつ校合の本などかり出し候て校合なされ御珍蔵可被成候。是は四十金位の価は随分御座候事に御座候間板木は御地へ引取被下候方至極の良策にて候。〈弘化二年二月三日〉[14]

すなわち、桂氏が気吹舎へ『古今妖魅考』上木用の金を貸している間に（それを恩に着せて）、篤胤の草稿本を借り出して校合するとよい、これは出資した四十両くらいの価値は十分あるはずだ、という重胤の勧めである。借金をしている相手ならば鋏胤も閲覧を断れまいとふんだのであろう。だが、先の『太一遁甲』の場合同様、篤胤の草稿を見たいと思っているのは、ほかでもない当の重胤なのであった。翌月にはこの「篤胤草稿校合計画」を更に具体化させ、こんな提案を桂氏にしている。

一草稿本かり出し御地へさし上申度奉存候へ共、先方右様の望も有之候事故是に一計御座候。右妖魅考出来上りの上にてすり本仕遣候節に小泉ぬし（小泉氏計、越後国蒲原郡）にても当方へ半年ばかり門人一人位を召連候てまゐられ候て校合仕候様いたし度候。尤大数の書物一朝一夕にまゐり兼候上、尚他出はゞかり候物の有之、深く秘蔵の体に見え候事ども不少御座候ゆゑ、何卒小泉大人を小子宅迄御出し被下候様御取計被下候義は出来申間敷哉御尋申上候。〈弘化二年三月十三日〉[15]

当初、桂氏が出資した暁には『古今妖魅考』の留板を気

吹舎から桂氏へ渡すという話であった。だが越後に留板を持っていかれてしまうのは困る上、板木を越後に送るのは物理的に困難であると気吹舎側は思ったのであろう、それは勘弁してくれと言ってきた。それならばこちらも、と重胤はいう。平田家から草稿類を借りるので、越後の学者小泉氏[16]とその門人を草稿の校合役として半年ばかり江戸へよこして欲しい。平田の著作類は一朝一夕で写せる量ではないが、秘蔵のものも多く筆耕に任せるわけにもいかない。信頼している小泉氏を助っ人としてぜひ欲しい、と。

重胤のこのような篤胤草稿への情熱からくる働きかけは、時に実を結ぶこともあった。弘化二年三月三日の書簡[17]には「一古史伝は妖魅考御上木被下候御蔭にてツイニ私一見に相成申候。大体古事記伝に同じく御座候。」と、『古今妖魅考』上木助成に一役買ったおかげで『古史伝』を写す事ができたとある。また先の秘伝『太一遁甲』についても「遁甲之義難有奉存候。秘中の秘に仕候て中々他見等は仕間敷」云々〈弘化三年四月一日〉[18]と、桂氏を通して秘伝を得た旨が記されている。

だが、気吹舎側の対応は重胤にとってはなかなか厳しいものであった。次ぎにひく書簡は、重胤が大部な著書を一日ないし二日限りという短い期限でしか貸しだしてもらえず、必死になって写し取ったという内容である。

一抄録もの之義少しも無御懸念ゆるゝ御一覧被下度候。（中略）右いづれも平田の秘本畢竟は妖考御上木之御威光にて小子御相伴申上候事にて、いはゞ尊家様より申請、重胤も可仕拝見順道の義に御座候所、小子此表に住居相成候ゆゑ便利にて取計も出来申ものゝ実は御かげと御方に向ひ奉遙拝候。されど平田へは御内分の義に御座候。五本壱巻を一日限り二日限りと申事にてキツイ闊しく御座候。〈弘化二年九月二日〉[19]

平田書物いづれも一日乃至二日限の事故いのちからぐうつしとり申事に御座候へ共一ふし無之記伝に似たる事をば大体はぶき抄録仕事に御座候。尤是は写させまじきの存意と被存候へばしひてかりも不仕候。〈弘化二年十月七日〉[20]

このように、重胤にとっては気吹舎側の対応は決して寛容とはいいがたいものであり、自分の知識欲のさまたげになるものであったようだ。[21]

2 『古今妖魅考』の刊年と政治的カモフラージュ

一方、上木に関する直接のサポーター（出資者）である桂氏は、ある不安を抱えていた。はじめにも述べたが、かつて篤胤が著書を絶版に処せられ秋田へ追放された経緯があるからである。その上この時期の気吹舎は、いまだ幕府から下ったその咎が晴れていない状態でもあった。『古今妖魅考』出版は幕府の意向に背くことにはならないのか。刊行にたずさわることにより、自分にも罪が及ぶのではないか。桂氏はこのような不安を何度か重胤にうったえたとみえ、重胤がそれを慰め力づけるようすが書簡の記事にある。

一妖之考、公辺さしつかへ無之哉の由被仰下御尤の御儀に存候。いかにも御名前にかかはり候義は無之、林家へもさしつかへ不申候間御安心可被下候。是は甚だよろしき御心づき、実は平田のためにも相成可申御異見奉感候。〈弘化二年一月十三日〉[22]

一妖之考之義、天朝公辺とも指障り申義無御座候間御安心可被下候。是は上野宮様にも御承知被為在候事に御座候。〈弘化二年二月三日〉[23]

ところで、この桂氏が抱えていた不安はそのまま本稿のはじめにたてた問題に重なる。すなわち、気吹舎は幕府より圧力をかけられる可能性のきわめて大きかったこの時期に『古今妖魅考』を刊行するにあたってどのような対策をとったのかということである。

この問題について考える際に、『古今妖魅考』の実際の刊行年と、板本袋の年号の相違をまず指摘しておきたい。[24] 先に『古今妖魅考』の刊年は弘化二年だと述べたが、蓬左文庫には「天保二年」の刊記が付されている『古今妖魅考』板本袋が所蔵されている。これはつまり、篤胤が罰則を受ける以前の刊年をあえて記すことで、弘化二年の新刊本であることをカモフラージュしていると考えられるのである。

さらにこの天保二年という年号は、序文にも記されている。刊行年が弘化二年であるのに、序文執筆年が天保二年となっていることについて、谷省吾・加茂正典編『神道資料叢刊九　鈴木重胤紀行文集一』（平成一五年三月　皇學館神道研究所）[25]には「この刊本の冒頭に掲載されている誉正の序文が『天保二年止云年乃春』に記したとなつてゐるのは、『弘化二年』の誤りであろうか。」とある。だ

が序文が天保二年となっているのは、板本袋の年号と同様、やはり幕府を意識したカモフラージュなのであった。このことは次ぎにひく重胤の書簡からも明かである。

たゞ年号の義は近年公辺より是迄出来の著述は不苦候へども此義自今己後御差止め被仰付候事故、前年著述有之候分実は公辺へ内々達御聞候事ゆゑ申訳がてら右前年著述之度に認不申候ては相済不申事故、此節の著述刊行実は其頃に出来有之候分只今公行仕候由申触有之事御座候故、右様の次第態と年号加入候義何共御憐察相願度候。〈弘化二年七月二十三日〉(26)

このように気吹舎は、序文および表向きの刊行年に「天保二年」という篤胤が著述差しとめの刑に処せられる以前の年号を記すことで、政治的圧力をかわそうとしたのである。

3 上木の様相

さて、篤胤の草稿をなんとしてでも写し手に入れたいという重胤の知的情熱を背景に、着々とおこなわれてゆく『古今妖魅考』の上木であるが、それではその気吹舎側における上木の様子はどんなものであったのかをみてゆくことにしよう。

次にひくのは弘化二年の『気吹舎日記』(27)から『古今妖魅考』出版に関する記事を抜粋したものである。

弘化二年

一月十一日　鈴木府生殿入来金壱分持参。

一月十三日　板木屋へ才促二行

一月十四日・十五日　此節、妖魅考彫刻

一月十七日　板木屋新蔵へ行、板木屋嘉平十枚出来

一月廿二日　仕立屋へ行

一月廿三日　越後新津桂へ書状遣ス。板木屋へ板下十枚持行。表紙屋へ百枚頼ム

二月二日　越後新津桂東吾より金子入書状来、但百五十疋也

二月五日　板木屋弐軒へ行

二月九日　両板木屋并仕立屋等へ行。板木十八枚出来

二月廿三日　越後新津へ妖魅考摺出ス

二月廿五日　晋三之方板木六枚出来

三月十二日　板木十八枚出来、三両遣ス

三月二十九日　桂東吾より書状来

四月十五日　越後新津桂東吾より金四両入書状来
四月二十日　板木弐拾壱枚出来、三両弐分渡ス、平岡
并切通シ板木屋へ行
五月三日　板木弐拾六枚出来、五両遣ス、嘉平也
五月五日　鈴木府生より金子弐両到来
五月九日　板木拾八枚出来、嘉平方
六月三日　板木弐十枚余出来
六月十五日　越後新津より金子入紙包到来
六月十七日　鈴木府生来
六月二十四日　御蔵へ板木仕舞
七月二十三日　越後新津へ妖魅考弐拾部出ス
八月十五日　三州羽田野常陸より金子五両入書状来
八月二十一日　秋田へ妖魅考五拾部出ス
八月二十五日　越後新津より書状来
九月十一日　鈴木府生金五十疋持参
十月十七日　鈴木府生より使来、金壱両壱分拝借致度
由申来
十一月九日　越後桂東吾より鮭魚紙包等来
十一月十二日　殿村佐六より金三両入書状来、妖魅考
野州へ遣ス分小林へ頼遣ス
十一月二十四日　三州羽田野より金子五両入書状来
十一月二十五日　秋田より金四両弐分入書状来　野州
妖魅考之代野口より受取、但三両也

これらのうち特に二重傍線を付した部分に注目すると、『古今妖魅考』の板木は複数の彫り師に一度に割り当てていることが分かる。重胤の書簡にも「一ノ巻の板木は悉皆出来候故、板木屋へいづれもまゐり居申候。早春のたよりには丁ずり御目にかけ候様平田氏も急ぎ居申候。あまたの職人ゆゑアチラをほりかけコチラをほりかけ一向つゞり不申其裁判にさて〳〵困り候由内蔵介申居申候。」〈弘化元年十二月十二日〉[28]と、急いで彫り上げようとして、別々の彫り師にバラバラに板木を割り当てたために返ってなかなか一冊の本として繋がらないと困っている様子が記されている。実際に板木が成ったのは七月である。同二十三日には出資者である桂氏へ二十部送った旨が記される。そもそも『古今妖魅考』は入銀でも資金を集めていたらしく、大口の出資者である桂氏のほかにも助成者が何人かいたと考えられる[29]。鋏胤が板木を一度に彫らせようと急いだのは、そのような助成者たちへの気遣いからであったのであ

ろう。

この『古今妖魅考』上木の一連の工程（彫り代・表紙代・紙代・摺り代・製本代）には合わせてどのくらいの費用がかかったのだろうか。残念ながら表紙代・紙代・製本代については確固たる史料がないので未詳である。が、彫刻については「一丁につき十二、三匁位」とある。『古今妖魅考』の丁数は一之巻から三之巻までそれぞれ六十丁づつである。[30] これによって計算すると一巻約十八両、三巻で約五十四両ほどであったと考えられる。紙・表紙・製本代が、費用のどのくらいの割合を占めていたかが分からなければなんともいえないが、桂氏が出資した四十両は『古今妖魅考』上木においてかなりの部分を補っていたのではないだろうか。

4 販売と決算

さて、実際に『古今妖魅考』上木がおこなわれてゆく中で、重胤は、出資者である桂氏と借金を負った気吹舎との間に挟まれ、当初は思いもよらなかった面倒を強いられることとなる。それは最初に桂氏と約束した留板の一件であった。

一右板木此方へ御任せ被下候由何とも迷惑仕候。遠方御苦労には奉存候へ共とめ板は御地へ御とり被下度奉頼上候。重胤は例の世事ベタにて中々人の応対万事不行届に御座候。かつ金銀にかゝはり申事は多分は問違安きものにてもしや不行届の節は府生面目あしく相成かつ古学を弘むるに甚以障りと相成候事も不少と奉存候。〈弘化二年二月三日〉[31]

桂氏は、留板を江戸にいる重胤に保持してもらい、気吹舎との金銭的なやりとりをすべて彼に任せたいと頼んだのだ。だが重胤は、桂氏と気吹舎の間だに入って金銭的な仕事を請け負うのはごめんだと断っている。留め板はそちらで所持し、直接気吹舎とやりとりをして欲しいというのである。

ところがこの後、桂氏にとっては借金の保証ともいうべきこの留板を、送ってもらうことさえ困難になってきてしまう。

一平田彫刻も当廿日まゐり見候所追々出来申候。先達而金五両相渡し置候。又近日取にまゐり可申被存候。五七金乃至十金も遣し可申哉。はり上りの様子見請候て取計可申候。さて同人（鋏胤）方より此度の板

木御地迄とめ板さし上候義、何とも運送方傍甚以迷惑に被存候。爰元にて致取計くれ候様申参候へ共、是は甚以面倒成事に御座候。そのうへ右の板木出来の上三百部ほどすり立紙代万端小子に世話いたしくれ候様申参り、又々小子方にて板木皆出来の上右摺出し元金世話いたし遣し申事に御座候。是もかゝり合にて無是悲右様の義に御座候。されど小子のくるしみ難堪御座候。御察可被下候。〈弘化二年三月二十三日〉(32)

破損などのないように板木を越後へ運ぶのはなかなか大変であったとみえる。資金的にも困難であったのではないか。

そこで鋏胤は留板を江戸にいる重胤に任せようとしたが、重胤はそれを「甚以面倒成事」とし、桂氏へ暗に所持を諦めるように促している。結果的に桂氏は、留板保持によって借金を返済してもらうという初めの約束は反故にされてしまうのである。

桂氏への借金返済は、『古今妖魅考』刊行間近になるにつれ、更に困難な様相を示すこととなる。日を追って二通の書簡をご覧いただきたい。

一平田一件引請候様被仰下、御尤の御義奉存候。如仰此方より何角吟味早々返上なり候様取計方可仕候。乍併元〆仕込迄小子世話に相願まゐり候ゆゑかゝり合の義にても有之候。どふか世話いたし遣し候つもりに御座候。利足迄は如何可有之哉。御元金は無滞さし上候様取計可申候間、是にて重胤役目は御免可被下候。いろ〳〵の義御心配相かけ後悔仕候。乍併永世国益の書御彫刻被下候御功徳無上無崇にて可有御座候。〈弘化二年四月二十七日〉(33)

一平田一条の義御尤存候。私義当月十日頃より日志邪におかされ此頃迄引こもり居申候所、当十七日大半出来之由申出に付罷出見候所、全備仕り居不申候へども近々出来上り候由にて又々内金相渡し置申候。不日に出来上候存事と奉候。被仰下候通三十部御引取分は代料おこしにおよび不申候。御ひかへ置可被下候。いろ〳〵私より御面倒奉願、其御義理合を以御厄介奉懸候段小子生涯の大アヤマリ、此後はかならずかやうの口入仕り御心配奉懸間敷候。何事も当地かけ引は小子へ御任せ置可被下候。程よろしく御為不悪様取計ひ可申かつ小子仕法いたし遣し候へば平田の為にも相成可申様かがふる出来事に候間、此義は御安心可被下候。〈弘化二年六月二十三日〉(34)

まず四月二十七日付の書簡では、「借金返済をするように取りはからうが、利息まではおそらく払えないであろう」という。この時点ですでに、留板も確保できず利息も取れず、ともすれば貸与金の返済もままならないという状況である。さすがの重胤もこれには責任を感じたらしく六月二十三日付書簡では、出来上がった『妖魅考』板本三十部は贈呈するので代金はいらない、と桂氏にかけた迷惑を詫びている。

だが、更に桂氏にとっては初めの約束とは異なる事態が続いてゆく。「さしあたりよくうれ候書物」のはずであった『古今妖魅考』は、桂氏の手元に売れ残ってしまったのである。

其節妖魅考御持本沢山に被為有之御心配可被思召奉存候ゆゑ、御不用の分は此表へ被仰付候へば私手先広く御座候ゆゑ御返却被下候へば金子引受御渡可申候趣申上置候。定め御承諾被下候御義に奉存候。妖魅考私方へ引請本、京大坂丹後羽州豊前其外中国辺へも差遣し置御座候所、元来註文無之所、此方へ送り遣し候義にていまだ金子受取候義はいさゝかの義にて御座候へ共、遣し候先は多く御座候間御安心可被思召候。既に私手元へ受取候本九十四部之内三十部は御地へ指上、のこり六十四部諸国配当に相成居申候。〈弘化二年十二月十三日〉[35]

重胤は桂氏の手元に売れ残った『妖魅考』を、自分が代わりに売り弘めることを申し出、諸国へ送った。重胤にとっては、篤胤の遺稿を見たい一心での上木助成仲立ちであったが、それに伴う実際的な側面で、さまざまな雑事を解決せずには済まされないのであった。

さて、この桂氏による『古今妖魅考』上木助成にあたっての一連の金銭的やりとりであるが、最終的な決算はどうなったのかを物語るのが次の書簡である。

然は旧冬已来古今妖之考就上木何角御配意格段御懇命被仰付難有奉存候。則別紙指引書直以（ねごろ）之通金四拾三両二分之内拾弐両三分は口々御内渡高に相成、のこり三拾三分今度就幸便金子指上申候条着之節御改御請取可被下候。尤大枚の金子御利も奉献本書に候へ共、別紙書面の通、平田大困窮に付取立難出来元金而已奉返上申義は何とも意外に奉存候へ共宜御承知可被下候。

開計
一金四拾三両弐分
右平田内蔵介方古今妖魅考就上木借用金尤私引請
一金弐両　古徴書二帙
一銀弐拾目　百錬抄古本
一金七匁　新撰字鏡
一金弐分　東雅　十
右良右衛門殿被持下候品　須原屋源七払
一銀五百五十八歩
但妖魅考三拾壱部代六百九十七両五分之内百三十九
両五分引残代　尤御不用に候へば此直以迄御返可被
下候。私取捌可仕候。
一金弐分　詞のちかみち壱帙
金合三両
銀合五百八十五歩
此金九両三歩
指引残三拾両三歩
右之通島屋佐五右衛門便りさし上申候間着之節御改御
請取可被下候。小子無算もし間違にも御座候はば被仰
付可被下候。（後略）

御安泰に被成御座奉賀候。金三十両三分御返上申候。御父母君へ宜御厚礼被為仰上可被下候。
一平田へは金十両御受取被成候様被仰遣可被下候。別紙書状御覧可被下候。これはしひて催促不仕候。皆済に相成候へば、またあとの世話と申置候ゆゑ、うるさく御座候に付廿円ばかりのこし置候つもりに御座候。
〈弘化二年十一月廿二日〉(36)

結果的には、無事桂氏へ借金は全額返されたことになる。しかしその内訳をみると、借金総額四拾三両弐分から、以前「贈呈するから代金はいらない」と言っていた『古今妖魅考』三十部の金額が差し引かれている。返済金の一部が板本現物で補われているわけである。また、この板本が不要の場合には返却すれば重胤が代わりに売る、という。ようするに借金を返済するために売らなければならない『古今妖魅考』の板本がまだこの時点では、売りきれていなかったのだった。

5 玉襷の上木

以上のように、篤胤の遺稿への情熱から気吹舎と桂氏の間に入り、『古今妖魅考』上木助成に努力した鈴木重胤は、最終的に桂氏へ多大な迷惑を掛ける結果を残してしまった。だが、重胤の気吹舎出版への関与はそこで途絶えるわけではなかった。それどころか今度は桂氏に負わせた損失を自らが返上しようと気吹舎・桂両者へ申し出るのであった。

一当十四日平田へ参り話の序に、あまり私一已にて致心配候も心ぐるしく御座候故御返上におよび申候とのみ申入置候。就之玉だすき六七巻上木仕遣候つもりに御座候。右出金の義は自私方仕候義に御座候へども、表向は尊家様の事に仕置候間、右様御承知可被下候。乍併平田より右草稿出来候はゝ早速入御覧可申奉存候。一応御震覧奉希候。〈弘化三年一月二十三日〉(37)

だがこの場合の桂氏への返金とは、気吹舎から刊行される『玉襷』の六・七巻上木に際して重胤が桂氏の名前で助成をするということであった。そして実はそのような挽回の方法には、篤胤草稿を手に入れたいという重胤の情熱と画策とがやはりついてまわらざるを得ないのだった。つぎにひく二通の書簡からは、『古今妖魅考』が成った後もなお、平田家の蔵書を閲覧せんがために出版助成の努力をする重胤の本心が窺える。

一同人（平田）方へ押つゝみ候も如何と奉存候故先便奉申上候通、正月十四日同人へ申入候。然る所玉だすき六七の両巻世話方仕御願申上呉候様申出に付、素より覚悟の義に候故、貴家様御承知之旨にて私心中に承知仕遣し候。右はいづく迄も貴家様御出金の体にて私世話仕遣候間、其心得にて御あいさつ可被下候。今度の草稿同人より相廻し可申候。御一見被遣度候。（中略）尤も右二巻に私より金三十両か廿五両か位を出し候つもり御座候。深入は不仕心得に御座候。乍併貴家様へ御世話分に仕置申義に御座候。右様仕置不申候ては先方蔵書向を少しも見せくれ不申故候。大道のためかつは平田のため後進の学生のため可仕候事に御座候。〈弘化三年二月二十一日〉(38)

一玉だすき上木の義は私より仕候事に候へ共、不苦御儀に御座候はは尊大家御名目に被成下度候。右様被成下候へは昨年御厚恩に預り候かども有之、平田

の心意よく相成可申右様相成候へば書物類かり請見候に大に都合克御座候。迚も私が新規に世話めかしく候てもさほど心にしみ申間敷哉に奉存候。いづく迄も内実は私世話にもあれ私出金のわけはあらはし候義都合よろしからず候。その上平田も右彫刻の上にて御跋文にても相願候心組も御座候よしに御座候へば傍以私に仕置候事不宜奉存候。乍併御指つかへ等の御義被為在御事に候はば如何様とも可仕候へ共御名目の所御許容被下候はば重々此道のため難有奉存候。〈弘化三年三月九日〉(39)

このように、重胤の『玉襷』六・七巻出版助成は、『古今妖魅考』刊行の際に生じた損失を桂氏に「返金」するという意味合いとともに、自分が直接出資するよりも桂氏が出したと言った方が鍊胤の態度が軟化するだろうという期待も込められていたのだ。重胤は『古今妖魅考』刊行過程での努力から得ることのできた草稿類だけではとうてい満足できなかったのである。

一妖之考料の義平田へ御受取被成候様被仰遣候様忝存候。右様に私より打明けて申候わけは妖之考悉皆私に世話をやかせ平田は板木をすり製本を仕候だけの事に御座候てあまり俗に申さば馬鹿々々しき事に御座候。その上右金子のさし引も十金余りもかしに相成候上、諸方へ出し候本価高く候てうれ方不宜、右の懸りにて私手元の損亡も多く、かつは蔵書といへども中々見せくれ不申、畢竟は平田一人を肥し候わけに相成候故、あまりの事に被存候て私より御返金申上候様に申入候事に御座候。旧年より御約束申上置候姓氏録書入の本も一向見せくれ不申、其外和名抄なほ外にも故翁校訂の書も少しもかし不申旁以難渋仕候に付、玉だすき世話仕り表向は尊家の御事にいたし置候て少々其功を以本にてもかり請見申度つもりに御座候。たゞ道のためとは申ながら其辛抱不大方さても〳〵澆季におよべりといたし方の無之ものと嘆息仕候。〈弘化三年四月一日〉(40)

先にも述べたが、この時期の重胤は篤胤没後、師の学問に傾倒し、今後それを受け継ぎ発展させていこうという気概に満ちあふれていた。一方、気吹舎としては篤胤の著述差し止めの咎がいまだ晴れず、出版資金にも窮している状況であった。このような両者の状況において『古今妖魅考』は、桂氏を間に挟み重胤と気吹舎との蔵書をめぐる駆け引

きの中で上梓されたのである。そしてその過程で桂氏に負わせてしまった損失を、重胤は『玉襷』上木への出資（名目上は桂氏の出資）という更なる駆け引きの中で返そうとしたのであった。

おわりに

平田篤胤没後、政治的・経済的にいわば窮地にあった気吹舎の『古今妖魅考』出版は、鈴木重胤の知的情熱に裏付けられた努力によっておこなわれたといえる。篤胤没後、幕末の気吹舎出版全体をかんがみた場合、たとえば大坂座摩社佐久良東雄が篤胤の思想を支持し広く発信すべきとして勝手におこなった『出定笑語』の出版や、伊那門人達の結束による『古史伝』上木[41]といったような、国学運動的要素をもつ出版とはこの場合異なるのかもしれない。ただ、『古今妖魅考』を出版することがすなわち世の中へのある種の主張であるといった直接的な意図はなかったにせよ、篤胤の著述を世に広めるべきだという啓蒙的義務感は重胤の中にあったと考えられる。

また重要なのは、重胤が「手元の損亡も多く」「馬鹿々々し」いほどに世話をさせられたといいつつも『妖魅考』の出版の助成をしたのは、とにもかくにも篤胤の草稿を見たいという気持ちがあったからである。重胤は篤胤の学問・思想の一体どこにそれほどまでに傾倒し惹かれたのであろうか。これは今後の課題である。これまで現代的な視点から否定的に評価されがちであった篤胤の思想であるが、重胤をはじめとする当時の知識人をこのように強く惹きつけたのは紛れもない事実である。篤胤没後、特に幕末という時代的背景の中で、知識人たちが篤胤の思想を評価した理由を探ることは、社会史的観点から読書を媒介とした知の様相を知る上で必要不可欠なことであろう。

【注】

(1) 「平田塾刊本目録」（展示図録『明治維新と平田国学』七三頁／大学共同利用機関法人　人間文化研究機構　国立歴史民俗博物館／二〇〇四・九）参照。

(2) 以下より「政治的圧力をどうかわしたか」という問題については、拙稿「国学者平田篤胤の著書とその広がり」（第二十八回国際日本文学研究集会会議録『教養としての古典――過去・現在・未来――』／人間文化研究

機構　国文学研究資料館／二〇〇五・三）七九頁～八二頁の内容と一部重複している。本稿ではこの問題設定を前稿からさらなる史料をもって裏付けした。

(3)「大壑君御一代略記」（『新修平田篤胤全集』第六巻／名著出版／一九七七・一一）より

(4) 渡辺金造「篤胤の著作と出版」（『平田篤胤研究』／六甲書房／一九四四・一二）等を参照。

(5) 本書（田村順三郎編『桂家に宛てたる鈴木重胤書信』／私家版／一九七四・七）は鈴木重胤の書簡集であるが、それぞれの書簡について年代確定がされておらずこれまで史料として使用しにくい側面があった。本稿を成すにあたり使用した書簡の年代確定は宮地正人先生にご教示頂いた。

(6) 谷省吾「鈴木重胤の古典研究」（『鈴木重胤の研究』／神道史学会／一九六八・六）参照

(7) 伊東多三郎「越後の国学」（「越佐研究Ⅰ」／一九五二・五）

(8) その五七・一一八～一二一頁（田村順三郎編『桂家に宛てたる鈴木重胤書信』／私家版／一九七四・七※以下、『鈴木重胤書信』と略記）以下、引用文中に付した句読点、（　）内の注、棒線等は全て著者による。

(9) その五八・一二二～一二四頁（『鈴木重胤書信』）

(10) その七一・一四二～一四四頁（『鈴木重胤書信』）

(11) その七一・一四二～一四四頁（『鈴木重胤書信』）

(12) 谷省吾「自然とカムナガラ」（『鈴木重胤の研究』／神道史学会／一九六八・六）一四九頁より

(13) その七一・一四二～一四四頁（『鈴木重胤書信』）

(14) その一四・三四～三六頁（『鈴木重胤書信』）

(15) その二二・四六～四九頁（『鈴木重胤書信』）

(16) 小泉ぬし…越後蒲原郡、小泉氏計（こいずみゆきかず）。重胤はかねてより校合などを任せていた。

(17) その二三・四九～五〇頁（『鈴木重胤書信』）

(18) その三二・六一～六九頁（『鈴木重胤書信』）

(19) その五三・一一三～一一五頁（『鈴木重胤書信』）

(20) その六〇・一二五～一二八頁（『鈴木重胤書信』）

(21) ただし、これはあくまでも重胤にとって厳しいと感じられていたことであり、気吹舎側としては篤胤の草稿を個人に貸し出すことは、かなり特別な対応であったと思われる。この点については、今後さらに史料をみる中で注意していきたい。

(22) その四・二〇～二四頁（『鈴木重胤書信』）

(23) その一四・三四～三六頁（『鈴木重胤書信』）

(24) 拙稿「国学者平田篤胤の著書とその広がり」（前掲）八二頁に版本袋の図版を掲載。

(25) 同書四七頁、注（128）。なおこの注には「『古今妖魅考』は全七巻として存するが、二巻までをこのとき刊行したのである」とあるが、「三巻」の誤りであろう。現存する板本は管見の限りでは三巻本のみであり、二巻だけが先に刊行されたとは考えにくい。

(26) その四五・一〇一～一〇二頁（『鈴木重胤書信』）

(27) 国立歴史民俗博物館蔵（冊子一-一一）。

(28) その七五・一五二～一五六頁（『鈴木重胤書信』）

(29) 田﨑哲郎編著「三河地方知識人史料」（平成一五年三月　岩田書院）の「（弘化二年カ）正月一五日付　鋏胤から羽田野君宛書簡」に、「一妖魅考御入銀残り其外共御取揃、金五円御廻し被下慣慥ニ落手仕候、大ニ御厄介之御事、追々多分ニ相弘り御蔭故と千万辱大慶仕候。」とある。

(30) 弘化元年十月十二日付書簡（その五六・一二二～一二四頁、『鈴木重胤書信』）に「上木仕度就之十二三匁位にて致出来候」とある。なお弘化元年十月一日付書簡（その五七・一一八～一二一頁、『鈴木重胤書信』）には「板木代壱丁十三両之上りにて」とあるが、これは「十三匁」の誤りであろう。なお丁数については、早稲田大学図書館蔵本（ロ7　3223　1～3）によった。本書は文久二年の春江戸にて気吹舎門人に頼んで求めた由が奥書にある。文久二年九月に入門した関廣喬の旧蔵書。

(31) その一四・三四～三六頁（『鈴木重胤書信』）

(32) その二六・五五～五七頁（『鈴木重胤書信』）

(33) その三七・八六～八七頁（『鈴木重胤書信』）

(34) その四〇・九一～九三頁（『鈴木重胤書信』）

(35) その七二・一四四～一四六頁（『鈴木重胤書信』）

(36) その六三・一三二～一三四頁（『鈴木重胤書信』）

(37) その九・二七～二九頁（『鈴木重胤書信』）

(38) その一七・三八～四一頁（『鈴木重胤書信』）

(39) その二七・五七～五八頁（『鈴木重胤書信』）

(40) その三二・六一～六九頁（『鈴木重胤書信』）

(41) 『出定笑語』の海賊版出版については、田中敬「開版者としての佐久良東雄」（『田中敬著作集』6／早川図書／一九八一・五）参照。また『古史伝』の出版については、宮地正人「下伊那の国学」（『飯田市歴史研究所年報』第三号／飯田市教育委員会／二〇〇五・八）参照。